

## ちょっと気になるデータ解説

## 足踏みする年次有給休暇取得状況

日本で「長時間労働」が話題となる背景としては、主に、時間外労働の多さと、年次有給休暇の取得率の少なさを中心とする休日の少なさの二つの要因があげられよう。ここでは、現在の休日と年次有給休暇に関する実態を、データをもとに探ってみよう。

厚生労働省の「平成20年就労条件総合調査」（平成20年10月発表）<sup>(注1)</sup>によると、「完全週休二日制」を実施している企業数割合は全体の39.6%だった。隔週など完全週休二日制より実質的に休日日数の少ない「その他の週休二日制」は48.4%で、両者を合わせた「何らかの週休二日制」を採る企業は87.9%に達する。「完全週休二日制」は企業規模が大きいほど普及しており、1000人以上企業では69.7%、300～999人企業で59.9%と半数を超えているが、100～299人企業では44.6%、30～99人企業では35.6%となる。

1人当たりの年間休日総数は、1企業平均では105.5日、労働者1人平均では112.3日となった。なお平成20年調査では、調査対象が前年までの「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」から「常用労働者30人以上の民間企業」に拡大されている。そこで前年までの調査対象に限ってみると、平成20年には1企業平均で106.3日と、平成15年の104.7日から5年の間に増加している。労働者1人平均でも平成20年に113.7日となり、平成15年の113.1日からわずかながら増えている。

一方、年次有給休暇（以下「年休」とする）については、企業が付与した日数が労働者1人平均で17.6日だったのに対し、そのうち実際に労働者が取得した日数は8.2日で、取得率は46.7%だった。企業規模別では、1000人以上企業で取得日数10日（取得率53.1%）、300～999人企業で取得日数8日（取得率45.0%）、100～299人企業で取得日数7.3日（取得率42.8%）、30～99人企業で7日（取得率42.4%）と、規模が小さいほど取得日数が少なく、かつ取得率が低くなる傾向がある。

表 年次有給休暇の取得状況  
(労働者1人平均)

年	付与日数	取得日数	取得率(%)
9	17.4	9.4	53.8
10	17.5	9.1	51.8
11*	17.8	9.0	50.5
13	18.0	8.9	49.5
14	18.1	8.8	48.4
15	18.2	8.8	48.1
16	18.0	8.5	47.4
17	18.0	8.4	46.6
18	17.9	8.4	47.1
19	17.7	8.3	46.6
20※	17.8	8.5	47.7

資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

(1) 調査期日は、平成11年度（\*表示）以前は当該年度の12月末日現在、12年度は13年1月1日現在であり、同年度（13年と表示）から調査期日時点を示している。

(2) 平成20年（※表示）の調査対象は、本表では「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」の数字を示している（本文参照）。

過去10年程度の取得動向（先述のように、平成20年調査結果については比較対象を前年までと同様「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」にそろえている）をみると、近年は付与日数、取得率ともに大きな変化は見られない（表）。

年休の取得が進んでいない傾向は、中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」（「労働時間、休日・休暇調査」を2年ごとに実施している）<sup>(注2)</sup>でも同様に現われている。平成18年結果においては、1人当たりの年休取得日数は12.7日、取得率は62.8%で、調査対象企業規模が大きいことなどから就労条件総合調査より取得日数は多い。しかし過去のデータをみると、平成10年（取得日数13.3日、取得率68.9%）、12年（取得日数14.4日、取得率70.4%）、14年（取得日数14.2日、取得率67.1%）、16年（取得日数13.8日、取得率68.2%）と、平成12年以降は取得日数減少と取得率低下が続いている。

同調査では、失効年休を積立・保存して特別休暇として利用可能な休暇制度について調べている。平成18年結果では、集計企業233社の88.4%に相当する206社がこの制度を導入している（このうち利用目的に制限のある企業は188社）。平成19年12月に政府が決定した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」には、2017年までに年休を完全取得する目標が含まれているが、年休の取得が進まない現状では、取得促進策に加え各種特別休暇制度との関連づけなど、幅広い取り組みが必要となろう。

（調査・解析部 主任調査員 吉田和央）

注1 就労条件総合調査

調査対象は、平成20年調査から「常用労働者が30人以上の民間企業」となっており（本文参照）、同年の調査対象数は5,937、有効回答率は68.2%となっている。対象時期は、平成20年1月1日現在の状況であるが、年間については、平成19年1年間（または平成18会計年度）の状況についてとなっている。

注2 賃金事情等総合調査

中央労働委員会が取扱う労働争議の調整の参考資料とするために情報収集することを主目的として実施しており、調査対象は、原則として資本金5億円以上、労働者（常用労働者）数1,000人以上の企業の中から中労委が独自に選定している。なお、年休の付与日数については、平成16年調査から調査対象が、それまでの「主たる事業所」から「本社と主たる事業所」に変更されている。